平成２４年（フ）第１７６号
熊本県上益城郡益城町惣領1530番地　益城病院、住民票上の住所熊本市中央区坪井５丁目９番24号
債務者　川﨑　弘子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清田　祐介
4　破産債権の届出期間　平成24年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月７日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４７号
長崎県諫早市堂崎町４番地１　県住あやめ棟504号、前住所長崎県諫早市中尾町２番地43
債務者　岩本　成之
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　貴啓
4　破産債権の届出期間　平成24年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月29日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第２６５号
熊本市中央区出水１丁目２番36号
債務者　中井　二郎
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　　剛
4　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月31日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２６６号
熊本市中央区出水１丁目２番36号
債務者　中井　洋子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　　剛
4　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月31日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９１９号
横浜市青葉区新石川３丁目７番地15　松葉荘105
債務者　鈴木　成弘
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角田　勝政
4　破産債権の届出期間　平成24年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月４日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１４３号
神奈川県大和市鶴間１丁目４番２号　ＥＡＳＴ　ｈｉｌｌｓ２Ａ
債務者　加藤　君江
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊澤　一美
4　破産債権の届出期間　平成24年６月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２３号
神奈川県三浦市初声町下宮田792番地44
債務者　奥田　好信
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　秀文
4　破産債権の届出期間　平成24年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第４７４号
東京都八王子市北野台１丁目40番９号
債務者　吉田　　上
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真野　文惠
4　破産債権の届出期間　平成24年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４７５号
東京都八王子市北野台１丁目40番９号
債務者　吉田　由美
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真野　文惠
4　破産債権の届出期間　平成24年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１８６号
静岡県磐田市駒場998番地
債務者　石田　昌宏
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡島　順治
4　破産債権の届出期間　平成24年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月25日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１８７号
静岡県磐田市駒場1644番地25
債務者　石田　昌利
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡島　順治
4　破産債権の届出期間　平成24年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月25日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３６９号
広島県廿日市市峰高２丁目10番２号
債務者　益井　優子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　　良
4　破産債権の届出期間　平成24年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１０号
大分県豊後大野市犬飼町田原623番地５
債務者　吉田久美子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　精治
4　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７５号
兵庫県明石市松が丘１丁目16番３―11号
債務者　齋藤登志雄
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　眞里
4　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月28日午前11時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係